

令和8年3月31日

蟹江町水道事業

蟹江町長 横江 淳一 様

蟹江町水道事業水道料金等審議会

会長

平山 修久

適正な水道料金のあり方について（答申）

令和7年10月22日付け7蟹水発第130号で諮問のありました蟹江町水道事業の「適正な水道料金のあり方について」について、当審議会では、4回の審議会を開催し、蟹江町水道事業の現状及び将来の見通しを踏まえ、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、今後の健全な水道事業経営を維持するために必要な水道料金改定の内容について別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申いたします。

# 答 申 書

はじめに

水道事業は、地域住民の生活や社会経済活動に欠かすことのできないライフラインであり、安全で良質な水を安定して供給することを通じて、公衆衛生の向上と生活環境の改善に重要な役割を果たしている。

蟹江町の水道事業においては、県営水道からの受水を100%の水源とし、浄水施設や配水管路の整備を進めるとともに、老朽化対策の工事時期の見直しや職員体制の見直しなどにより、経費の削減や事務の合理化に努めてきた。

しかしながら、今後は人口減少や節水型社会の定着により、水需要の大幅な増加は見込みにくい一方で、電力費、材料費や人件費の高騰など維持管理費の増大とともに、老朽化した管路の更新や、南海トラフ地震などの大規模地震への備えとして基幹管路の耐震化等を計画的に進めていく必要があり、事業環境は一層厳しくなることが見込まれている。

このような状況のもと、蟹江町水道事業の健全な経営を将来にわたり維持し、安全・安心な水道サービスを継続的に提供していくために必要となる「適正な水道料金のあり方」について、蟹江町長から本審議会に諮問がなされた。

本審議会では、審議会資料に示された将来収支の見通しや、蟹江町水道事業経営戦略（令和6年度改定版）に基づく料金算定期間等を踏まえ、料金水準および料金体系について慎重に検討を行い、次のとおり結論を得たものである。

## 1 水道料金のあり方

蟹江町水道事業は、施設等の維持管理費及び老朽化対策費用等は、料金収入で賄われているが、人口減少による水需要の減少や物価高騰、県営水道料金の値上げにより、経費の削減努力だけでは費用を賄う財源の確保が厳しい状況にあり、現行の料金水準では資金が不足する見込みである。

このような状況を鑑み、将来にわたり、安全・安心な水道サービスを提供し、持続可能な事業運営を維持していくためには、料金の改定が不可欠であるとの結論に至った。

## 2 算定期間

水道料金は、町民の日常生活に密接に関わるものであり、できる限り安定した水準を維持することが望まれる一方で、経済情勢や水需要の変化、建設投資の状況など、将来の不確実性も考慮しなければならない。

水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会 令和7年2月）では、料金算定期間は概ね3年から5年程度とすることが適当とされている。蟹江町では、経営戦略において令和13年度頃に2回目の料金改定の検討を行うことが想定されていることから、本答申において検討対象とする料金算定期間は、令和9年度から令和12年度までの4年間とすることが妥当である。

## 3 料金水準

経営戦略で示された災害時においても事業が半年程度は継続できる水準として、料金回収率100%以上かつ資金残高4億円以上を確保できることを目標として改定幅を検討した結果、令和8年度及び令和13年度に平均改定率25%の値上げを基本とすることが適当であると判断する。

## 4 料金体系

### (1) 基本料金

現行の料金体系では、水量料金において基本水量を設定しているため、基本料金収入割合は約41%と比較的高い水準である。一方で水道料金算定要領に基づき、配水能力等の指標を用いて算出した基本料金収入割合は約34%

である。(2)水量料金に記載のとおり、基本水量の廃止に伴い、基本料金比率は減少することが想定されるが、料金改定後も要領上で算出した34%を上回る水準の基本料金収入を確保することが妥当である。

また、現行の料金体系では、メーター口径にかかわらず基本料金が一律1,150円/月(税抜)となっているが、実際には、配水能力の大きいメーターを有する使用者ほど、施設整備・維持管理に要するコストへの寄与が大きい。受益と負担の公平性の観点からは、メーター口径別に基本料金を設定することが適当である。しかし、家庭用使用者と想定される13mm、20mm口径も一度に基本料金を値上げすることは、負担が大きいため、小口使用者(13mm・20mm口径)の負担に配慮しつつ、口径別に段階的な基本料金を設定することが妥当である。

## (2) 水量料金

現行の料金体系では、1か月あたり10m<sup>3</sup>までを基本水量として水量料金を徴収せず、11m<sup>3</sup>以上の使用水量について、使用量が多いほど単価が高くなる逓増制を採用している。この体系は、生活に必要な水量に配慮する一方で、多量使用者に対して高い負担を求めるものであり、水需要が減少する局面では、特に高水量帯の使用水量の減少が料金収入に大きな影響を与えるという課題がある。

今後の経営安定性を確保するためには、すべての使用者が一定の範囲で費用負担を分かち合う体系とすることが必要であること、新しい料金体系では、基本水量を廃止し、大口使用者の水量料金比率を引き下げることが妥当である。

## (3) その他の料金

臨時用の水量料金および休止用メーターの基本料金についても、水道事業全体の費用構造や近隣自治体との水準を踏まえつつ、現行の料金水準に対しておおむね25%の改定を行うことが適当である。

具体的な単価については、一般用料金との整合を図りながら、町において別途定められたい。

#### (4) 水道料金表（案）

（1か月当たり、税抜）

基本料金	
口径	金額
13mm	1,150円
20 mm	1,500円
25 mm	4,000円
30 mm	8,000円
40 mm	13,000円
50 mm	19,000円
75 mm	43,000円
100 mm	70,000円

水量料金	
水量段階	金額
1～10m <sup>3</sup>	50円
11～20m <sup>3</sup>	150円
21～40m <sup>3</sup>	210円
41～m <sup>3</sup>	250円

#### 5 料金改定時期

料金改定は、町民生活や事業活動に直接影響を及ぼすものであり、その内容や必要性について十分な周知期間を確保することが重要である。一方で、料金改定の実施が遅れると、財政状況の悪化により必要な投資の先送りや、将来世代への負担の増大につながるおそれがある。

これらを踏まえ、本審議会としては、令和9年2月分から新料金を適用することが適当であると考えている。

#### 6 附帯意見

##### (1) 経営努力と業務改善

使用者に新たな負担をお願いする以上、事業者側としても、引き続き経費の削減及び事務の合理化・効率化に取り組む必要がある。

これまで取り組んできた職員体制の見直し等に加え、今後は、

- アセットマネジメントを活用した計画的な更新・修繕の実施
- 省エネルギー化やデジタル技術の活用による運転・管理の効率化
- 企業債発行と償還のバランスを踏まえた健全な資金計画の策定

など、一層の経営改善に努められたい。

## (2) 広報・情報提供の充実

水道料金の改定は、町民生活や事業活動に広く影響を与えるため、その必要性や改定内容を丁寧に説明し、理解を得ることが不可欠である。

このため、

- 広報やホームページ、説明資料の作成等によるわかりやすい情報提供
- 使用水量別の料金試算例の提示など、具体的な影響を示す工夫
- 必要に応じた説明会や相談窓口の設置

など、多様な広報手段を活用し、十分な周知に努められたい。

また、水道料金の改定のみならず、平時から水道事業について、町民に対する情報発信について積極的に取り組むようにされたい。

## (3) 災害に強い水道づくり

今後想定される大規模地震に備え、水道施設の耐震性向上は重要な課題である。

料金改定によって、施設の耐震化や老朽化を進め、将来においても安全で安心な水道サービスの提供ができるよう努められたい。

## (4) 今後の料金水準の検証

今回の料金改定により、算定期間（令和9～12年度）において料金回収率100%以上かつ資金残高4億円以上を確保が見込まれるものの、人口動態や水需要、物価動向、施設更新需要など、事業を取り巻く環境は今後も変化する可能性がある。

そのため、毎年投資・財政計画と実績の乖離状況を検証するとともに、令和13年度に予定されている再度の料金改定においては、料金水準及び料金体系について十分に議論し検討するように努められたい。

以上

## 蟹江町水道事業水道料金等審議会委員名簿

番号	団体名等	役職等	氏名
1	名古屋大学	准教授	平山 修久
2	蟹江町議会 (総務建設常任委員会)	議員	三浦 知将
3	蟹江町議会 (民生教育常任委員会)	議員	山岸 美登利
4	蟹江町商工会	会長	鬼頭 透
5	蟹江町嘱託員会	会長	金井 薫生
6	蟹江町嘱託員会	副会長	山田 康夫
7	(株)セノオ	総務部長	中村 和史
8	カリヨンの郷	理事長	糸山 英樹
9	にこにこママネットワーク	スタッフリーダー	近藤 めぐみ